

令和2年2月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和2年2月6日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

昨日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第67号、令和元年度徳島県一般会計補正予算（第4号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2），資料1）

議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算

議案第13号 令和2年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

議案第18号 令和2年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

議案第52号 徳島県学校職員定数条例の一部改正について

議案第53号 徳島県立学校設置条例の一部改正について

議案第54号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

議案第61号 徳島県立博物館新常設展構築業務の委託契約について

議案第67号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

【報告事項】

○ 徳島県農工商教育活性化・魅力化方針（案）について（資料2-1，2-2）

○ 徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ（案）について（資料3-1，3-2）

○ 徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例について（資料4）

美馬教育長

2月定例会県議会に提出を予定いたしております、教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、令和2年度当初予算案、債務負担行為、条例案3件、委託契約1件に加えまして、開会日での先議をお願いいたしております、令和元年度一般会計2月補正予算案でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

I、令和2年度教育委員会主要施策の概要についてでございます。

県教育委員会では、徳島教育大綱の基本方針に掲げます、未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成を基本方針といたしまして、五つの重点項目の下、特色あふれる未来志向の教育施策を積極的に推進することとしております。

1、未知への挑戦！未来を創る教育の推進でございます。

(1) 持続可能な社会を具現化する「徳島ならではの」教育の推進では、成年年齢引下げを見据えた消費者教育やエシカル消費の普及・啓発など、全国をリードする先駆的な取組を更に充実してまいります。

特に、全国のエシカル消費推進に取り組む高校生等が、その取組を発表するエシカル甲子園の開催など、新次元の消費者教育を推進いたします。

また、小規模化する学校を存続させ、教育の質を保障する徳島モデルの小中一貫教育である、チェーンスクール、パッケージスクールの更なる推進を図るとともに、地方と都市の学校間移動を容易にするデュアルスクールをより一層推進いたします。

さらに、人口減少が急速に進む地域の高校において、豊かな地域資源を生かした教育プログラムを展開し、県内外から生徒が集う学校づくりを進めてまいります。

(2) 「Society 5.0」をリードする資質や能力の育成では、小規模化が進む高校において、生徒の学習ニーズに応じた遠隔授業の実施体制を構築いたします。

また、教育ビッグデータの分析・活用方法について検証するとともに、学校におけるICT環境の充実を図ってまいります。

さらに、学習段階に応じたプログラミング教育の実施に向けて教職員の指導力向上を図ってまいります。

(3) 世界に羽ばたく「グローバル人財」の育成では、SDGsへの関心を高め、徳島の国際化に向けたリーダーを育成するため、海外の高校と協働するプロジェクトを実施いたします。

また、全ての英語学習段階において、外国人との交流や体験活動の機会を提供するとともに、英語4技能型テストのモデル校での実施などを通じ、授業改善を進め、外国語教育の更なる充実を図ってまいります。

さらに、グローバルな視点と地域・ローカルの視点を兼ね備えた世界を舞台に活躍できるグローバル人財を育成してまいります。

加えて、国際科学オリンピックに関する講習会の開催やスーパーサイエンスハイスクールにおける研究成果の普及に取り組んでまいります。

2ページをお開きください。

2、夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進でございます。

(1) 真の知性を育む「深い学び」の実現では、阿南光高校において、高大連携教育及び地域、産業界との連携による6次産業化教育を推進するとともに、徳島ならではの6次産業化商品の開発を目標に、実践的な取組を行ってまいります。

また、高校において教育の質の向上や魅力化に地域とともに取り組む体制づくりを推進いたします。

さらに、高等学校での探究活動を中心とした深い学びの実現により、未来の徳島をけん引していく人材を育成してまいります。

(2) 将来を描き、可能性を最大化する教育の推進では、将来の地域を支える人材を育成するため、家庭や地域、経済団体等と連携した取組を推進するとともに、児童生徒のキャリアプランニング能力を育成するキャリア教育を展開いたします。

また、全ての特別支援学校において、キャリア教育を実施するとともに、テレワークによる就業体験を推進し、重度障がい等のある生徒の社会的・職業的自立に向けた新たな就労モデルの構築を図ってまいります。

さらに、選挙権年齢の引下げを踏まえ、成人として自立し、責任を担い協働できる若者を育成するため、生徒の積極的な社会参加を図ってまいります。

加えて、保育・幼児教育センターを中心に、アドバイザー派遣や実践的な研修を実施し、保育者の資質向上と施設の教育・保育の質の向上を図ってまいります。

(3) 成長を支える「豊かな心、健やかな体」の育成では、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育の推進や道徳教育の充実を図ってまいります。

また、地域人材による多様な学びや体験活動の機会を提供するなど、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子供たちの成長を支えていく取組を推進いたします。

さらに、子供から大人まで全ての人が読書に親しむことができる機会の提供や、発達段階に応じた読書習慣の形成に取り組んでまいります。

加えて、体力・運動能力の向上、運動習慣や望ましい生活習慣確立のため、正しい知識を身に付け、理解を深めることのできる機会の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ってまいります。

3 ページを御覧ください。

3. 一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進でございます。

(1) 個性が輝き、一人ひとりが活躍できる「特別支援教育」の推進では、ポジティブな行動支援を軸として、学齢期を通じた切れ目ないキャリア教育を展開するとともに、将来の社会的・職業的自立を目指した教育を推進してまいります。また、障がいの種別や程度にかかわらず、文化・芸術・スポーツに親しむ機会を増やし、生涯にわたって、生活を豊かにすることのできる教育を推進いたします。

さらに、全ての学校・園において、特別な支援を要する幼児児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、教員の専門性の強化を図ってまいります。

(2) 互いに尊重し、支え合う教育の推進では、教職員のキャリアステージや新たな人権課題に対応した研修の推進等により、人権教育の充実を図ってまいります。

また、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関と連携した生徒指導ネットワーク体制を構築し、子供たちが安心して学べる環境を実現してまいります。

さらに、SNSを活用した双方向での相談窓口を開設し、有効な教育相談体制の構築に向けた実証研究を行ってまいります。

(3) 共に生きる、「多様な力」を育む教育の推進では、日本語教育のスキルを持つ人材を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援や国際理解教育活動等における教員への支援を行ってまいります。

また、海外の学校からの教育旅行受入れや、学校間交流を充実させることにより、国際

感覚を育むための教育を推進してまいります。

4 ページをお開きください。

4, 誰もがいきいき!生涯を通じ,安心して学ぶ教育の推進でございます。

(1)生涯を通じた「豊かな学び」の創出では,全ての教育の基盤となる家庭教育に安心して取り組めるよう,保護者相互の交流・研修の実施等により,切れ目のない家庭教育支援を実現してまいります。

また,地域の教育力向上と地域活性化を図るための仕組みを構築するため,人材育成や多様な主体との連携の機会の提供を行ってまいります。

また,全国初の県立夜間中学である,しらさぎ中学校の令和3年度開校に向け,施設整備等を行ってまいります。

(2)とくしまの未来を守る「防災教育」の推進では,児童生徒の発達段階に応じた防災教育の推進や中・高校生及び教員の防災士資格取得の支援を推進するとともに,中学校,高校の防災クラブが自主的な活動を行う体制づくりを進め,地域に根ざした積極的な防災活動を展開してまいります。

また,児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境を確保するため,県立学校施設長寿命化計画に基づき,県立学校施設を長く賢く使えるよう整備いたします。

さらに,避難所となる学校体育館への空調設備導入を推進するため,最適な空調方式を決定する快適避難所空調設置モデルの確立を目指してまいります。

(3)すべての子どもが学び,成長する教育環境の充実では,教員育成指標を踏まえたキャリアステージに応じた体系的な研修の実施や心身の健康保持・増進を図ってまいります。

また,統合型校務支援システムを含む学校業務支援システムを導入するとともに,教員がより児童生徒への指導等に注力できる体制の整備や部活動の活性化を図るため,外部人材の活用を推進いたします。

さらに,学校運営協議会制度,いわゆるコミュニティ・スクールの導入を推進するとともに,放課後等の多様な学びや体験活動など,地域と学校が連携・協働した多様な取組により,地域の教育力向上や活性化を図ってまいります。

5 ページを御覧ください。

5, 世界へ飛躍!「徳島ならではの」文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進でございます。

(1)レガシーを創出「躍動スポーツとくしま」づくりでは,令和4年度全国高等学校総合体育大会開催に向け,専門部会等を設立し,大会運営の準備を行ってまいります。

また,全国高等学校総合体育大会や各種全国大会での上位入賞を目指すため,強化校を指定し,集中的に高校生の競技力向上を図ってまいります。

さらに,将来性のある選手の発掘や新たな可能性を秘めた有望競技の育成を進め,競技力の底上げを図ってまいります。

加えて,オリンピック・パラリンピックを通じて,児童生徒がスポーツの意義や地域の文化,共生社会について学ぶオリンピック・パラリンピック教育を全県的に推進してまいります。

(2)世界に輝く「あわ文化」の創造では,あわ文化に関する教育を充実するとともに,

あわ文化の魅力を県内外に発信する、あわっ子文化大使の育成や活躍の場の拡大を図ってまいります。

また、近畿高等学校総合文化祭徳島大会の成果をレガシーとして次代に継承するとともに、あわ文化の継承・発展に取り組む児童生徒の活動を支援いたします。

さらに、文化の森総合公園が開園30周年を迎えるに当たり、ドイツ・ニーダーザクセン州友好展覧会や鳥居龍蔵生誕150周年を記念した国際フォーラムを開催するなど、魅力ある企画展やイベントを実施いたします。

加えて、県立博物館新常設展のグランドオープンに向け、展示製作を行うとともに、プレビュー展や移動展を実施いたします。

(3)「ふるさと徳島」への誇りと郷土愛を育む教育の推進では、伝統文化の継承者など、次世代につなげる文化の担い手の育成を進めてまいります。

また、大型重機を活用した日本最古級恐竜化石含有層の発掘調査や魅力発信事業を実施してまいります。

以上が、令和2年度教育委員会主要施策の概要についてでございます。

続きまして、令和2年度当初予算案につきまして、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の令和2年度一般会計当初予算の総額は、表の最下段、計の欄に記載のとおり、826億6,204万9,000円でございます。

課別の予算額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。

特別会計でございます。

施設整備課所管の県有林県行造林事業特別会計につきましては、25万円を計上しております。

グローバル・文化教育課所管の奨学金貸付金特別会計につきましては、2億7,292万7,000円を計上いたしております。

なお、お手元に資料1といたしまして、令和2年度当初予算歳出予算総括表、令和元年6月補正後予算額との比較をお配りいたしておりますので、御覧ください。

前年度当初予算額が骨格予算でございましたので、6月補正後予算額と比較いたしますと、まず、一般会計におきましては、21億8,441万8,000円、率にして2.7パーセントの増となっております。

次に、特別会計におきましては、2,882万2,000円、率にして9.5パーセントの減となっております。

改めて、説明資料8ページをお開きください。

課別の主要事項でございますが、主なものにつきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、教育政策課でございます。

県立学校の運営に要する経費などおいたしまして、総額で16億65万7,000円を計上いたしております。

10ページをお開きください。

コンプライアンス推進室でございます。

コンプライアンス意識の醸成を図る経費などとしたしまして、総額で96万3,000円を計上いたしております。

11ページを御覧ください。

施設整備課でございます。

学校建設費の①高校施設整備事業費といたしまして、オの県立学校スポーツ施設レガシー創出事業では、競技力の向上はもとより、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、各種大会の開催を見据えて、県立学校スポーツ施設を整備するために要する経費といたしまして、2億7,238万4,000円を計上いたしており、その他経費を合わせた施設整備課の予算総額は24億9,682万4,000円となっております。

13ページをお開きください。

教育創生課でございます。

学校建設費の①県立学校施設改築事業費といたしまして、アの県立しらさぎ中学校施設整備事業では、学び直しの希望者や外国籍の者などに対する義務教育の機会の確保を図るため、しらさぎ中学校の開校に向けた準備に要する経費として、2億400万円を計上いたしており、その他経費を合わせた教育創生課の予算総額は2億4,788万1,000円となっております。

14ページをお開きください。

教職員課でございます。

公立学校教職員の給与費や教職員研修に要する経費といたしまして、総額で644億1,856万5,000円を計上いたしております。

15ページを御覧ください。

福利厚生課でございます。

教職員の退職手当や教職員住宅の維持・修繕費などに要する経費といたしまして、総額で90億5,178万7,000円を計上いたしております。

16ページをお開きください。

学校教育課でございます。

計画調査費①地方創生の深化のための支援費といたしまして、アのふるさと協働による高校教育の質の向上・充実化事業では、地域の方が参画したふるさと協働実施委員会を高校に設置し、その助言・協力を得て、高校教育の質の向上・充実化に、地域と共に取り組むために要する経費といたしまして、400万円を計上いたしており、その他経費を合わせた学校教育課の予算総額は4億2,594万1,000円となっております。

17ページを御覧ください。

グローバル・文化教育課でございます。

計画調査費の①地方創生の深化のための支援費といたしまして、アの高校生国際プロジェクト支援事業では、高校が海外の高校と共に共通の課題研究テーマを設定し、協働してプロジェクトを実施するために要する経費といたしまして、300万円を計上いたしており、その他経費を合わせたグローバル・文化教育課の予算総額は21億7,449万2,000円となっております。

18ページをお開きください。

奨学金貸付金特別会計でございます。

経済的理由により修学が困難な、高校等に在籍する者に奨学金を貸与するための経費といたしまして、2億7,292万7,000円を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

特別支援教育課でございます。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うなど特別支援教育の充実に要する経費といたしまして、総額で1億6,825万円を計上いたしております。

20ページをお開きください。

人権教育課でございます。

教育指導費の②生徒指導費といたしまして、アの阿波っ子“愛♡藍”ネットワーク事業では、心理・福祉・法律の専門家の学校への配置・派遣や県内教育支援センターとの連絡協議会の設置など、教育相談体制の充実強化を図るための経費といたしまして、1,032万3,000円を計上いたしており、その他経費を合わせた人権教育課の予算総額は2億1,137万7,000円となっております。

21ページを御覧ください。

体育学校安全課でございます。

体育振興費の①学校体育振興費といたしまして、アの令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業では、令和4年度全国高等学校総合体育大会開催に向け、専門部会等を設立し、大会運営の準備を行うために要する経費といたしまして、1,700万円を計上いたしており、その他経費を合わせた体育学校安全課の予算総額は2億8,547万5,000円となっております。

22ページをお開きください。

生涯学習課でございます。

計画調査費の①地方創生の深化のための支援費といたしまして、アのひろがる読書推進事業では、学校図書館運営をサポートできる地域人材の育成やデジタルコンテンツを活用した読書支援、街中で図書に触れることのできる機会の提供などを行うために要する経費といたしまして、252万5,000円を計上いたしており、その他経費を合わせた生涯学習課の予算総額は1億5,594万8,000円となっております。

23ページを御覧ください。

最後に、文化の森振興本部でございます。

計画調査費の①地方創生の深化のための支援費といたしまして、アのアートによる文化プログラム促進事業では、ドイツ・ニーダーザクセン州友好展覧会や野外彫刻展の開催に要する経費といたしまして、3,350万円を計上いたしており、その他経費を合わせた文化の森振興本部の予算総額は14億2,388万9,000円となっております。

以上、令和2年度当初予算案について御説明させていただきました。

24ページをお開きください。

次に、債務負担行為についてでございます。

施設整備課の予算案に関連し、高校施設整備事業工事請負等契約について、限度額9億9,836万9,000円、教育創生課の予算案に関連し、海部高等学校寄宿舎賃貸借契約について、限度額1億8,680万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、25ページを御覧ください。

2、その他の議案等といたしまして、(1) 条例案でございます。

まず、アの徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものであります。施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

次に、イの徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、中学校夜間学級を開設するため、新たに徳島県立しらさぎ中学校を設置するものであります。

施行期日は、生徒募集の期間等を考慮し、令和2年6月1日とするものでございます。

26ページをお開きください。

次に、ウの義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことに鑑み、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理などの健康・福祉の確保を図るための措置について、文部科学大臣が定める指針に基づき、当該教育委員会の定めるところにより、講ずることとするものであります。

施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

27ページを御覧ください。

(2) 委託契約でございます。

徳島県立博物館新常設展構築業務の委託契約について、一般競争入札により、株式会社乃村工藝社が落札いたしました。

契約金額11億2,420万円で契約を行うものでございます。

続きまして、開会日におきまして、先議をお願いいたしております、令和元年度一般会計補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料(その2)の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計の欄に記載しておりますとおり、12億1,600万円の増額をお願いいたしております。

この結果、令和元年度一般会計予算の総額は817億462万9,000円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

教育政策課でございます。

総合教育センター費の①総合教育センター管理運営費におきまして、アの新時代の学びを支えるICT環境整備事業では、県立学校において、高速大容量の通信ネットワークの整備と強^{じん}靱化対策を行うとともに、義務教育段階における1人1台パソコン端末を整備するために要する経費といたしまして、12億1,600万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

この補正予算の執行が翌年度にまたがりますことから、補正予算の全額を繰越予定額として、お願いするものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

引き続きまして、3点、御報告を申し上げます。

1点目は、徳島県農工商教育活性化・魅力化方針(案)についてでございます。

昨年12月の文教厚生委員会におきまして、この方針の策定趣旨や骨子等について御説明させていただいたところですが、今回、お手元に、資料2-1として方針(案)の概要を、資料2-2として、方針(案)の全体版をお配りさせていただいており、ここでは、資料2-1で御説明いたします。

まず、1、策定の趣旨と、2、推進期間は、前回御説明したとおりです。

3、概要でございますが、第1章では、本県農工商教育の現状について、第2章では、現行方針に基づき、農工商教育の活性化に向けて取り組んできた成果について、それぞれ記載しております。

また、第3章では、社会の変化を見据えた、今後対応すべき四つの課題を示し、第4章では、それらの課題に対応するための本県農工商教育が目指すべき方向性として、前回も御説明いたしました、四つの項目を掲げております。

そして、第5章では、人材育成の基本理念と、第4章の四つの方向性に対応した農林水産業、工業、商業に関する教育における取組方策と、6次産業化に対応した教育における取組方策について記載しております。

まず、農林水産業に関する教育では、地域の農作物を使った地域貢献などのプロジェクト学習の充実やGAPの手法を導入した農業生産などを通して、食品安全等を向上させる教育などに取り組みます。

資料の裏面に移りまして、工業に関する教育においては、海外の工業系学校との技術交流を通じたグローバルな視点を取り入れた学習内容の充実や、大学等との連携によるドローンやロボット等の先端技術に対応した教育の推進などに取り組みます。

また、商業に関する教育では、地域資源や観光資源を活用した実践的なビジネスアイデアを地域の活性化につなげ、地域を担うグローバル人材の育成や、SNSの活用、地域、企業との交流活動・販売実習等を通じた商業教育の魅力発信などに取り組みます。

そして、6次産業化に対応した教育では、農林水産業に関する教育を行う学校を起点として、地域や企業、大学等との連携強化による、より実践的な6次産業化教育の推進などに取り組みます。

第6章では、学校・学科ごとの、活性化・魅力化に向けた具体的な取組内容と数値目標、学科の枠を越えた6次産業化教育に関する具体的な取組内容と数値目標を記載しております。

詳細につきましては、資料2-2を御覧いただければと存じます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本議会での御論議を踏まえまして、3月中を目途に、本方針を策定してまいりたいと考えております。

2点目は、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ(案)についてでございます。

お手元に資料3-1と資料3-2をお配りしておりますが、資料3-1で説明させてい

たきます。

本プランにつきましては、11月の文教厚生委員会で骨子を御報告させていただき、その後、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ策定検討会議において協議いたしました。

まず、1、策定の趣旨についてでございます。

本プランは、令和2年度からおおむね5年間を実施期間とし、幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として策定するものでございます。

次に、2、本県の幼児教育振興の方向性といたしまして、（1）の目指す幼児教育につきましては、人間形成の基礎を培う幼児教育など、3点を掲げることとしております。

（2）の基本方針と重点項目でございますが、基本方針1から5までの、5点を掲げることとしており、各基本方針の中に重点項目を示しております。

まず、基本方針1、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実といたしましては、重点項目として、幼稚園教育要領等の内容の理解促進や教育・保育内容の充実、教育・保育内容の評価と改善、教育・保育環境の整備に加え、新たに、安全教育の充実・安全管理の推進を示しております。

次に、基本方針2、保育者の資質・能力及び専門性の向上といたしましては、重点項目として、教員育成指標等を踏まえた研修の実施、研修体制の整備・充実、研修内容の充実を示しております。

裏面を御覧ください。

次に、基本方針3、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進といたしましては、重点項目として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の推進、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進、さらに、徳島ならではの教育である、キャリア教育・消費者教育の充実を推進することとしております。

次に、基本方針4、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実といたしましては、重点項目を、幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実とし、特別な配慮を必要とする幼児についての理解促進、保育者の専門性の向上と指導の充実の推進、及び海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、その保護者への支援の充実を図ることとしております。

また、専門性のある相談・支援体制の整備、関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築を重点項目としております。

次に、基本方針5、地域総ぐるみの子育て支援の推進といたしまして、重点項目には、各施設における子育て支援の充実や預かり保育や延長保育の充実、家庭や地域社会、関係機関との連携の充実を示しております。

最後に、今後の予定でございますが、本議会での御論議を踏まえまして、3月中を目途に本プランを策定し、各市町村教育委員会をはじめ、幼児教育に携わる各施設及び教職員に周知してまいりたいと考えております。

3点目は、徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

本条例案につきましては、経営戦略部から提案され総務委員会に付託される予定の案件であり、改正の概要といたしましては、徳島県文化の森総合公園文化施設に関する事務を

教育委員会から知事に移管すること等に伴い、関係条例について所要の整備を行うものがあります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

西沢委員

徳島県農工商教育活性化・魅力化方針(案)の1ページ、方針策定の趣旨の3段落目4行目、関西、そして2025年大阪・関西万博の開催によるグローバル化の更なる進展を見据えて本県農工商教育が取り組むべき新たな方向性となっておりますけれども、できたらここに防災を付け加えてほしいんです。農業の学校でも防災、特に食のことを重点的に。

例えば、大きな災害のとき、株や円が暴落したようなときには、外国から肥料や農薬、飼料などが入ってこない可能性がある。そんなときのための対策を教育の中に盛り込んでいただきたい。例えば、山菜や有機農法の教育などにも力を入れてやってほしい。また、災害についても入れてほしい。そういうことにも頑張っていくという思いを込めて、お聞きします。

永戸教育創生課長

ただいま西沢委員から、徳島県農工商教育活性化・魅力化方針に防災の関係も入れてはどうかという御提案を頂きました。

御指摘いただいた方針策定の趣旨には書かれておりませんが、この方針の中にも、32ページの下から二つ目の白いダイヤモンドマークのところに、徳島科学技術高校の水産科における未利用水産資源を使った防災食の出前授業の実施回数という具体的な目標が入っています。これは、未利用資源であります徳島県の黒アナゴなどを使った防災食のレトルト食品の開発といったことをございます。このような例にありますように、防災関係についても当然、農工商の教育が目指すべき地域貢献の方向性として含まれるところをございますけれども、西沢委員から御提案いただいたような内容が、もう少し分かるような形の記載の仕方について考えてまいります。

西沢委員

できたら、防災の在り方をちゃんと抜き出して、防災でこんなことをやっていくと書いてもらいたい。どこかに書いてあるのかも分かりませんが、そういうことも重点的にやる、特に、農業の学校などには、津波に遭わない所も多いと思うので、そういう所で食を守っていくというような思いも込めてほしい。肥料の要らないやり方、有機農法やイモ関係を

日頃からちゃんと作っておくなど、そこが食の拠点だという思いを込めて、是非ともやっていただきたいと思います。

永戸教育創生課長

頂いた御提案を踏まえまして、また内容については更に精査させていただきます。

庄野委員

文教厚生委員会説明資料説明書(その2)の3ページです。

総合教育センター費で、12億1,600万円が補正予算として計上されていますが、1人1台パソコンというふうなことを言われましたけれども、どの程度のパソコンを何台ぐらい購入して、どういうときに使うのか、結構大きなお金なので、少し詳しくおっしゃっていただきたいと思います。

長町教育政策課長

補正予算の新時代の学びを支えるICT環境整備事業に関する御質問を頂いたところで

す。
この事業に関しましては、昨年12月に、安心と成長の未来を拓く総合経済対策が閣議決定されております。その中でSociety 5.0時代を担う人材の教育や、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備、令和5年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒一人一人が端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指しまして、授業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずると明記されているところでございます。

そして、全国知事会からの提言を参考といたしまして、文部科学省が取りまとめたGIGAスクール構想によりまして、令和時代のスタンダードな学校像として児童生徒向けの1人1台端末、また高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する国の補正予算が編成されたところでございます。こうした状況を受けまして、本県においても学校のICT環境整備を行うというものでございます。

具体的な事業内容でございますけれども、まず、10ギガの高速大容量通信が可能となるよう県立学校の校内LAN整備の更新を行います。10ギガと申しますのは、クラス全員、最大40名が同時に動画をスムーズに視聴できるということで国が設定した容量でございます。それから、県立学校の義務教育段階における児童生徒1人1台パソコン端末の整備、さらに、教育情報ネットワークの更新に合わせたネットワークの強靱化対策のための新たなデータセンターの構築の3点に取り組むこととしております。

こうした取組によりまして児童生徒一人一人に個別最適化された創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

3点、県立高校では10ギガ高速大容量通信、義務教育では小中学校にパソコン端末を1人1台設置をしていく、あと、ネットワークの強靱化ということで、データセンターを設

置するということですね。

(「県立中学校」と言う者あり)

県立中学校ですか。義務教育と言っても公立の小中学校ではない。

(「はい、県立中学校です」と言う者あり)

分かりました。内訳を見たら、国費が5億円ほど入っていますので、国主導の整備になるという気がしているんですけども、この補正予算だけでは全部はできないと思うんですが、何年ぐらい掛けて全部やり遂げるんですか。

長町教育政策課長

スケジュールについての御質問でございます。

まず、校内LAN整備に関しましては、今回、国の補正予算が成立しておりますので、これを活用して、繰越しを行いますので、来年度中に一気にを行うということでございます。

パソコン端末の整備のほうは、今後5年程度掛けまして、県立学校関係でありましたら県立中学校や中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部ということになりますが、そちらのほうに順次整備をしていくということでございます。

まだ国のほうで整備の要綱が出ていませんが、今後、整備要綱も確認しながら検討をしていきたいと考えております。

庄野委員

大体分かりました。

パソコン端末の能力がかなり高かったら、費用も高くなると思うんですけども、何台ぐらい、どの程度のパソコンを整備するのかという積算はできているんですか。幾らぐらいのパソコン端末をこの5年間で何台ぐらい整備しようとしているのか、生徒の人数が大体分かっているのか、どのくらいになるんですか。

長町教育政策課長

パソコン端末につきまして、国のほうから指示がございます点は、購入の場合は1台当たり最大4万5,000円を上限にして補助が下りることになっております。あるいは、リースの場合ということも考えられますが、今後、補助要綱を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

台数に関しては、正確ではございませんが、先ほど申しましたように、県立に関しましては県立中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部の生徒全員の分ということになります。

庄野委員

県立高校は違うのですね。高校生に全部配るわけではないんですね。分かりました。

でも、最大4万5,000円でパソコンは買えないと思いますが、国の助成がそのくらいあるということですか。

長町教育政策課長

パソコン端末が4万5,000円ということでございますが、国のほうでは、大量一括発注すれば、その枠の中で十分、子供たちが使う端末が調達できるのではないかとということでございます。

庄野委員

これは、この辺にしておきます。

今日の文教厚生委員会説明資料の26ページ、議案第54号についてです。

正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置ということで、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例が提案されております。働き方改革で超過勤務の縮減等々を県立学校、公立小中学校の教員の負担軽減については、今までも言ってきましたけれども、この条例が改正されることによって働き方改革についてどのようになるのか、少し教えていただきたいと思っております。

中野教職員課長

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を改正することによりまして、働き方改革がどう進展するかという御質問を頂いております。

この条例の改正につきましては、国において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されまして、それを受けて県教育委員会が働き方改革において、一定の措置を行うために改正するものでございます。

今後、この条例によりまして、県教育委員会におきましては、3月までに県立学校の教職員に対しまして、国の示す更に詳しい規則に相当する内容を基に、教育委員会規則を作りまして、学校に在籍している時間の上限等の方針を定める予定としております。

一方、小中学校におきましては、県費負担教職員ということになるわけですが、その場合は、この条例が適用されますので、3月中に市町村教育委員会におきまして教員が在籍しておる時間の上限方針を規則等で定める予定となっております。

庄野委員

これができたら、教職員の勤務時間、時間外労働時間を各市町村も含めて、正確に把握して、縮減に向けてやっていくというふうなことです。

前にもちょっとお聞きしたことがあるんですけども、令和元年度の教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査というものがございます。これは7月1日現在の徳島県の部分でございまして、文部科学省から頂いているものです。

タイムカード、パソコンの使用時間の記録等によって、客観的な方法で把握しているという自治体が28パーセントで小松島市、阿南市、阿波市、美波町、北島町、東みよし町の7市町。きちんと把握しているという所もあるんですけども、客観的な方法で時間外労働時間を把握していない所も、町名は言いませんけれども8市町あるというふうなことでございます。

やっぱり県が音頭を取って、市町村の教育委員会とも十分お話されて、客観的な方法、パソコンやタイムカードなどといった方法で出勤時間をきちんと把握するということが、

これからも必要になってくるんじゃないかと思います。全然把握してないという所も、去年7月の段階で8市町ございますので、是非、条例改正を機に、先生方の働き方改革、過労死するようなレベルの超過勤務を課さないというふうなことを、県の教育委員会として協議をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

長町教育政策課長

ただいま、勤務時間の把握に関する御質問を頂きました。

県立学校教員の勤務時間においては、昨年8月から出退勤管理システムを導入し、客観的に把握しているところでございます。市町村立の小中学校の教員につきましては、現在、市町村教育委員会ごとに対応していただいております。例えば美馬市のようにタイムカードを導入し、勤務時間を把握している市町村もあれば、徳島市のようにExcelシートに各自が入力することにより把握している市町村もございまして、現在では全ての市町村において、何らかの方法により、把握をしているところでございます。

条例が施行されます来年度につきましては、更にできる限り客観的な方法で在校等時間を正確に把握していただけるよう、各市町村教育委員会にお願いしているところでございます。

さらに、令和3年度からは、現在構築しております学校業務支援システムが全市町村で稼働しますので、こちらに現在の県立学校と同様の出退勤管理システムを組み込むことによりまして、全市町村において客観的な把握ができるように、現在準備を進めているところでございます。

庄野委員

去年7月のデータで申し上げたので、それからかなり進んでいるということが分かりました。先生のサポートをするような、例えば部活動指導員の養成などもこれからやられようとしていると思いますが、そうした先生方の働き方改革について、ますます本腰を入れてやっていただきたいと思いますとお申しあげまして終わります。

南委員

パソコン端末の仕様が、国のほうから4万5,000円ぐらいと、これはその基準の端末に対してのみ国から補助が下りるのか。それとも国からの限度額ですか。県はもう少し良いものでないと困るといときは、もう少し高いものが買えるのか。

私も昔は建設業で、従業員全部のパソコンを自分で段取りして買って、初期設定までやったのですが、スペックが5段階の真ん中ぐらいまでは、すぐに型遅れになる。今、Windows 10が発売されて随分たって、多分その次のOSが出てくると、また求められるスペックが上がるんです。5段階の上から2番目ぐらいの機種なら、多分それに耐えていけるけれども、真ん中ぐらいのを買うと、動きが遅いなということになってしまうので、結局、無駄遣いになってしまうような気がします。その辺は、県庁内にも詳しい人がたくさんいると思いますので、そういう方の意見も含めて機種選定をしっかりといただきたいと思います。

あと、働き方改革です。

私は働き方改革というよりは、働かせ方改革でないと前に進んでいかないと思います。

また先ほどの建設業を経営していた頃の話ですが、昔は補正予算がたくさん来ると、どうしても企業経営している人は仕事を余分にとってしまって、従業員は毎日、日が変わるくらいまで残業して、やっと仕事をこなしていた。本当にブラックな時期もあったんです。それを解消していくためには、従業員を増やすこと、あるいは、なかなかいい人が雇えなかったら補助作業をする人を増やすことです。

今回、学校のほうでも、そういう取組が始まっていますが、その辺を上につ人がしっかりと見極めて、補助作業をどんどん教員の作業の中から減らしていくということが、実際の働き方改革になっていくんです。

仕事の量がこれだけあって、お前が改革しろと言われても、働くほうとしては絶対できないと思います。やはり働かせ方改革を、教育長をはじめ、それぞれの学校の校長等が指導力を持って進めていかないと、非常に厳しいのではないかというふうに思っておりますが、御意見ありますでしょうか。

中野教職員課長

ただいま南委員から、働き方改革は働かせ方改革ということで、今後の対応について御質問を頂きました。

先ほど条例改正の話も出ましたけれども、条例を改正し、今後3月中に規則を作成します。そういったところで教員の在校等時間の上限も定められますので、それを基に業務の削減に各学校においても教育委員会においても取り組んでいく一方、外部人材の導入をいرونなところで今後も進めていきたいと考えております。

教職員課で管轄しているものの例としましては、スクール・サポート・スタッフ事業というものがございます。平成30年度からモデル的に導入しておりますけれども、それを今後、更に全県展開ということで、市町村に負担もしていただくんですけれども、学校の実態に即した、また学校が地域の人材を生かせるというメリットもございますので、そういったところを踏まえて拡充していきたいと考えております。

南委員

そのようにやっていただきたい。

あと、教育委員会には、学校からいろんな資料が上がってきていると思います。この資料は別の資料があればなくてもいいというような仕事の見直しをして、少しでも現場の負担を減らすことも大事な取組だと思っておりますので、そこのところもよろしく願いいたしたいと思います。

長池委員

先ほど南委員もおっしゃったように、本当にIT機器というのはすぐ型遅れになると思います。音響機器などを公共の施設に入れても、最初の5年、10年ぐらいまではまあまあいけるんですけど、あとは使わずに結局外付けのものを使っているという施設がたくさんあります。公民館や体育館に、古いスピーカーが全面に付いてるのだけれど、あれは使っていませんと言うのがたくさんあります。12億円ですか、たくさんお金を投入するの

で、長く使えるようなものに重点を置いてほしい。南委員はハイスペックなものとおっしゃったんですが、逆に一番ロースペックなものを買って替えていくのも時代に合うのではという感覚もあります。それは研究していただいて、より効果がある、長く使える、配線やネット網にお金を掛けるなど、いろんなことが研究対象になると思います。本当にすばらしい指摘だったと思います。

これは確認ですが、既に聞いていたかも分かりませんが、資料4、徳島県文化の森総合公園文化施設に関する事務を教育委員会から知事に移管する。これは文化の森全部ですか。図書館があるんですが、今は教育委員会の所管だけれども、全部知事部局に移管するという理解でよろしいでしょうか。

長町教育政策課長

徳島県文化の森総合公園文化施設の移管に関する御質問でございます。

文化の森全体の知事部局への移管でございます。

この経緯については、昨年6月に地方からの提案を受けて、事務権限の移譲等の推進を目的といたします、第9次地方分権一括法というのが公布、施行されました。

その中で、現在、教育委員会が所管いたしております、図書館や博物館等の社会教育施設につきまして、まちづくりや観光など他の行政分野との一体的な取組を推進するため、地方公共団体がより効果的と判断する場合には、条例により地方公共団体の長が所管できることとなりました。

これを受けまして、さきの11月議会におきまして、岩丸議員の代表質問に対しまして、知事から、徳島県文化の森総合公園文化施設について文化観光振興をはじめとする関連分野と一体的に運営することにより、あわ文化の発信や交流人口の拡大の取組にもより積極的に活用するため、知事部局への移管を前向きに検討すると答弁していたものでございます。それを受けまして、今回の流れとなっているものでございます。

長池委員

一応確認ということなので、ほぼ聞いていた話でございました。

当初予算で教育委員会から出ている文化の森関係予算というのは、そのままスライドしていくという考え方でよろしいでしょうか。

長町教育政策課長

文化の森の予算の件でございますが、もしこの移管が行われた場合には、予算も同様に移管されるということでございます。

長池委員

それでいいんですが、例えば各市町村の図書館は、市町村教育委員会が所管していたりするわけです。市町村図書館と県立図書館との連携も、今までは県教育委員会で受け持っていたので、多分スムーズな部分があったのではないかと思うんですけども、県のほうの所管が変わってしまうと、連携がスムーズにいかなくなるような危惧がある。逆に市町村のほうも教育委員会から違う部局へという流れになっているのか。各市町村の図書館との

連携と、将来、例えば、小松島市教育委員会が県に合わせて市長の部局になっていくのかというのを、そのあたりをお教え願いたいと思います。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただいま長池委員から、今後の動き、また市町村との連携について御質問いただきました。

実は、現時点ではどのような形で移管されるのかについて詳しい状況が示されておられません。これまで、教育委員会でしっかりと築いてきました学校現場や図書館等とのつながりをしっかり活用しながら、これから与えられた新しい使命も含めて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市町村図書館の動向につきましては、現時点では我々のほうで把握できておりません。

長池委員

小松島市立図書館も、施設としては蔵書もそんなにたくさん保管できない関係で、探したい資料を県立図書館と連携して、今は、IT化で検索できるので、市民の方が探している資料を調べて、何日かで取り寄せるという話があります。地方では十分でない部分を県立図書館と連携しながら補完し合っておるといふような実態がございます。

さらに、市の図書館が今度は市内の小学校と連携して、小学校の図書館を補完しておるといふふうに、教育委員会の中で非常に連携を強めてやっていることをすばらしいと思っていたのですが、そのあたりが今後、移管に関係しての課題の一つになるのではないかと思いますので、十分御協議いただきたい。

あと、図書館で働いている司書さんも変わっていくという認識でよろしいでしょうか。

長町教育政策課長

文化の森の職員に関する御質問でございます。

文化の森では異なる六つの文化施設を有しておりまして、図書や資料の収集、調査研究展示などを着実に進めるためには専門性の高い知識技能を有する人材が不可欠であると考えております。

このため、知事部局への移管に際しても、現在、当該業務を担当している職員が知事部局に異動し、業務を継続して行うことが円滑な業務の推進につながるものと考えておるところでございます。

長池委員

分かりました。

あと、新規事業でひろがる読書推進事業というのが出ておりました。この事業を今日、初めて見たのですが、子供たちの主体的な読書活動の促進ということで、読書環境の充実を図るといふことで442万円の予算が付いております。

確か、ポンチ絵か何かで見たのですが、街中で図書に触れる機会を増やすということで、子ども食堂に街角ライブラリーを設置するということです。これは、中古本を子ども食堂

に提供するという感じのイメージでよろしいのでしょうか。

倉橋生涯学習課長

ただいま長池委員より、ひろがる読書推進事業の子ども食堂での街角ライブラリーの御質問がございました。

長池委員のお話にございましたように、子ども食堂におきまして、寄附等のありました図書を貸出図書として置きまして、子供たちが自由に読書に触れ合う機会を設けるというものでございます。

長池委員

子ども食堂に本を提供するという事なんですね。

では、本を下さいと子ども食堂が言ってきたら、どうぞという感じですか。触れ合う機会を作るというのは分かるのです。余り決まっていらないのですか。実際に既にそういう例があってしているのを拡大するのか。予算が要るのか要らないのかも分からない事業なのですが、どうなんですか。

倉橋生涯学習課長

現在は、子ども食堂でそのような取組はしておりませんが、一般的に、自分が感銘した本ですとか、それをほかの子供たちに読んでもらいたいといったことで、本と人をつなぐような取組というのが、あちらこちらで開かれております。

子ども食堂でと申しますのは、経済的な格差等もございまして、なかなか自分たちで本が買えないといった子供たちにも読書に触れ合ってもらいたいということで、子ども食堂を場所として、本の貸し借りを通じて読書力を推進していく取組にしていきたいと考えております。

長池委員

本が周りにあったほうが興味を持ってもらえたりするので、子ども食堂など、いろんな場所に本があるということは良いことだとの思いでの事業だろうと思います。

ただ、読み古してボロボロの本ばかりを子ども食堂に置いておいたら、余計心がさみしくなりますので、古本ばかりを寄せ集めて段ボールに入れて子ども食堂に送り付けるというような事業でないことを祈ります。

やはり機会を増やすという趣旨を私はくみ取ります。是非そういった子ども食堂に関わるということも子ども食堂側もうれしいはずでございます。

教育委員会や図書館などが関わってくれるということ自体が気持ちがいいのであって、要らない本を送り付けるだけの事業にならないようにということだけを申し上げて、ほかにもいっぱいあるのですがやめておきます。

梶原委員

3点だけ、すぐに終わります。

まず、1点目ですが、エシカル甲子園です。先日行われましたけれども、全国から本当

にすばらしい取組をされている高校が来られました。来年度も継続されると聞いておりますけれども、SDGsやエシカル商品に関して勉強しているクラブというのは、県内の高校で何校くらいあるのでしょうか。

湊キャリア・消費者教育担当室長

ただいま梶原委員から、エシカルクラブのことについて御質問を頂きました。エシカルクラブにつきましては、今年度全ての高校に設置されております。

梶原委員

全てということで、分かりました。

今、SDGsの理念を全県的に広げていこうと、民間や教育現場でそういった動きがありますので、しっかりとその後押しをしていただければと思います。

もう1点が、文化の森で鳥居龍蔵誕生祭150周年の記念事業が行われるということですが、鳥居龍蔵博士は元々新町橋の近くに実家があって、鳥居博士の記念碑が新町橋のたもとに、10年ぐらい前にできたと思うのですが、市民県民の方に鳥居龍蔵博士がなかなか知られていないというのが現状でございます。

それで、鳥居博士の業績を顕彰するとともに、全国高校生歴史文化フォーラム及び国際フォーラムを開催するということが、各部局別主要事業一覧表に書かれていますが、これは具体的にはどこでこういった形でやるのか教えていただきたいと思います。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただいま梶原委員から、鳥居龍蔵生誕150周年記念事業について御質問を頂きました。

本県が生んだ世界的な学者でございます鳥居龍蔵が生誕150周年となること、鳥居龍蔵記念博物館が開館10周年を来年度迎えることから、それを記念して事業を行うものでございます。

具体的な事業の内容につきましては、全国高校生歴史文化フォーラムというのを毎年開催しているのですが、その優秀な方をお呼びいたしまして、国際フォーラムの場で発表していただきたいと思っております。

国際フォーラムにつきましては、現在、日程等、講師先生と調整中でございますが、国内外で研究されている方をお呼びいたしまして、基調講演、若しくは個別講演を頂いた後、全国高校生歴史フォーラムの優秀者から研究発表していただき、さらにパネルディスカッション等によりまして、鳥居龍蔵博士の研究の成果、人間像について顕彰を行う機会を持つというものでございます。

梶原委員

フォーラムは徳島市内でされるのでしょうか。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

会場といたしましては、現在、文化の森を予定しております。

梶原委員

文化の森もいいとは思いますが、展示などを様々にやられるにしても、文化の森は正直、遠いんです。今、徳島市内の空洞化が叫ばれておりますので、エシカル甲子園にしてもしかり、ビブリオバトルもそうですし、また今回、そういったフォーラムをされるということですので、鳥居博士の功績をもっと知ってもらうために、より市民県民の方が来やすい徳島駅前で行うといったことも今後、考えていかれたらどうかと思いますので、また御検討いただければと思っております。

最後に、部活動指導員についてお聞きしますが、今回、30名の指導員を配置する予定をされているということでもありますけれども、指導員の方の手当というのはどのような形なんですか。

林体育学校安全課長

部活動指導員の手当ということでございます。

これは国の事業でもありまして、国、市町、県が3分の1ずつということになりますが、これは報酬支給ということで、国から時間給で1,600円、年515時間までという上限がございます。令和2年度より会計年度任用職員となりますので、報酬支給が給与支給という形になろうかと思っております。

梶原委員

では、遠征の場合の旅費とかは別途出るといえることでしょうか。

林体育学校安全課長

遠征費については、この中には計上されていないと認識しております。

梶原委員

分かれば、後で教えていただきたい。教員の負担軽減で、非常に大事な取組だと思えます。様々な地域に、スポーツが非常に得意で過去様々なすばらしい成績を残された方がおられますので、今後地域で幅広く募っていただいて、先ほどの遠征費の話ではないですけども、そうした方々に負担が行かないように十分配慮していただいて、取組を進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

井川委員長

午餐のため、休憩いたします。(11時54分)

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時04分)

大塚副委員長

緊急を要することだけ短時間ですけど、お聞きしたいと思えます。

特に、今、新型コロナウイルスや阿波市の介護老人保健施設で発症したヒトメタニュー

モウウイルスについて、学校現場でのウイルス感染症への対応についてお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、日々ニュースで出てくるのですが、一番やはり怖いのはパンデミックです。絶対あってはならないのですが、それも一応想定した上で語っていかなければならないところがあると思うんです。

そういう中で、学校現場においての子供の感染症予防は、一般的にマスクをする、手洗いをするということなんですけれど、具体的に少し掘り下げると、今、マスクも品薄でありません。家庭でも手に入っていないという方が結構おいでということなんです。

ヒトメタニューモウイルスというのは、子供の風邪症状を起こすウイルスの一つなんです。普通は風邪で終わるのですが、やはり気管支炎や肺炎を起こしたり、施設であんなことが起こる。それに対して、特に家庭で、例えばマスクがない、それから親御さんがもう一つそういったことに関心が薄い場合に、せきをしているのにマスクをして来ない、手洗いも含めて、そういう場合の対応について、例えばマスクを学校で供給するなどの具体的な予防策についてお聞きしたいと思います。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま大塚副委員長より、学校における感染症対策を具体的にどのようにしているかという御質問を頂きました。

学校において予防すべき感染症については、学校保健安全法施行規則で分類されておりまして、例えば例年冬場に流行するインフルエンザもこの中に入っております。集団活動を行う学校では、感染症の流行を広げる可能性が高く、日頃からの対応が重要であると考え、具体的な感染症対策として、教員による日常の丁寧な健康観察、児童生徒の状態の把握、うがい、手洗い、せきエチケット等をするような指導、疑わしい感染症の症状がある場合には、保護者及び本人に速やかに学校医又は医師の診断を受けるように勧めることというような取決めをしております。

実際に感染症が発生した場合には、学校長は必要に応じ出席停止の指示を行ったり、設置者である教育委員会は、臨時に学校の休校、一部の休業等を行うことができるとなっております。

大塚副委員長のおっしゃったマスクについては、現在非常に手に入らない状況が起こっておることは承知しております。その中で、先ほど申しました、せきエチケット、うがい、手洗いの徹底等を学校のほうから子供たちを通じて、家庭にも啓発してまいりたいと思っております。

大塚副委員長

マスクについて、先ほど少し私もお話した中で、実際に例えばインフルエンザで、せきをしていて、マスクを家庭からしてこなかった場合は、学校で供給はできるんですか。学校から出せるような備蓄などはあるんですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

学校にマスクの備蓄があるかという御質問でございます。

児童生徒一人一人に支給できるような形でのマスクの備蓄というのはございません。その代わりに、先ほど申しました、せきエチケットによる飛まつ感染が起こらないような状況を生み出す方法、それからハンカチを使ってなど、もしそういう子供たちが一緒に生活している場合には、うがい、手洗いの徹底をするという指導で対応しているというところがございます。

大塚副委員長

マスクが必要なのにない場合が想定されますので、できたらどうにかしてマスクをしていただかないと集団感染を起こしやすいので、是非考えていただきたいと思います。

それから、飛まつ感染もそうなんですけれども、接触感染が多いんです。接触感染というのは、せきをしたりして体液が机の上に飛んで、そこに付いているのを手で触って、それが食事するときなどに体に入る。接触感染に対しては、手洗いの徹底的指導、それからアルコール消毒がよく効くんです。現場にアルコール消毒は備わっているのでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

学校においてアルコール消毒が備わっているかという御質問でございます。

日常より、学校給食等で手をより清潔に保つということで、アルコール消毒は実施いたしております。今回の場合、感染のことを考えれば、より多くアルコールを使えばいいのですが、学校で従来使っている物、あるいは保健室のほうで子供たちの消毒に使っているアルコール等を活用することで対応してまいりたいと考えております。

大塚副委員長

できるだけそういったことは、きちんとできるような体制というのを是非やっていただきたいと思っています。

あと、インフルエンザは学級閉鎖や学校閉鎖をきちんと決めてやられていると思います。これはあつてはならないのですが、今回新型コロナウイルス感染症でパンデミックが起こるという最悪のことも、一応想定しないといけないのですけれども、そのときに、例えば学級閉鎖をするかどうかというのは、やはり今までのように学校長や学校医などが相談して決めるということによろしいでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

新型コロナウイルス感染症につきましては、2月1日に指定感染症として指定されたことによりまして、学校において予防すべき感染症として治癒するまで出席停止期間とする学校保健安全法施行規則の第一種の扱いとなりました。

今後、発生した場合には学校、保健所、学校医との連携の中で新型コロナウイルス感染症が拡大することのないように対応してまいりたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症については日々情報が更新されておまして、学校現場においては正しい知識を持って適切な対応が取れるよう緊密に連携をし、市町村や学校に対して必要に応じて注意喚起を含め対応してまいりたいと思います。

大塚副委員長

今回の新型コロナウイルス感染症は、子供は重症化していません。非常にそれは良いことなんですけれど、逆に軽症なんです。軽症でも実はウイルスの感染を受け、むしろ感染拡大に子供が関与する可能性が非常に強いんです。そういう中で、きちんとした対応をして、新たな感染者を作っていない。子供に対してもそうなのですから、そこをきちんと徹底して学級閉鎖などの対応を迅速にできるような体制をとっていただきたい。是非、お願いしたいと思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時14分）